



うちなー健康経営宣言

第 353 号

令和 3 年 10 月 25 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

社員一人一人が健康意識を高める行動を心掛け、社員がイキイキと働ける環境を作り上げていけるよう、自身が見本となるように努めます。そしてそれは、病気にならないカラダづくり（予防医療の観点）が重要であることを理解し、（一社）日本予防医療協会、（一社）日本免疫研究会の協力も頂きながら、社員とその家族、友人、沖縄県民の健康長寿の延伸を目指してまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の検診受診を奨励する。
6. 朝礼時に血行改善ストレッチ、腕振り運動の時間を 5 分間設け、毎日実践する。
7. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
8. 食生活の改善に取り組む。
9. 運動機会の増進に取り組む。
10. 血圧管理に取り組む。
11. 感染症予防に取り組む。
12. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
13. 治療と仕事の両立支援に取り組む。